

障害者支援施設等における防犯に係る安全 の確保について

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 15 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、障害者支援施設等において、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、別添のとおり、本年9月15日付け雇児総発0915第1号・社援発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局長宛て発出したところです。

つきましては、貴部（局）におかれても本件についてご了知いただくとともに、管内市町村への周知等にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、別添通知における「社会福祉施設等」には、児童発達支援事業を行う事業所等、通所系サービスを実施する事業所も含まれることを申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線：3046）
FAX：03-3591-8914

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。

2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圈等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。

- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。

- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。

- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。

また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

28生福第3334号

平成28年9月16日

各障がい福祉施設・事業所運営法人等代表者 様

福島県障がい福祉課長

(公印省略)

障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）

このことにつきまして、別紙のとおり厚生労働省より通知がありましたのでお知らせします。

なお、社会福祉法人様には、すでに県保健福祉部長名でお願いしているところですが、改めて、障がい福祉施設関係団体様あてにお知らせするものです。

各施設におかれましては、今回示された社会福祉施設等における点検項目を踏まえ改めて点検を行うなど、引き続き、外部からの侵入者に対する防犯対策をとられるとともに、地域に開かれた施設等となることとの両立が図られるよう、よろしくお願いいたします。

(事務担当 障がい福祉課 主査 高橋 電話 024-521-7170)

28 障 第 144 号

平成 28 年 9 月 27 日

指定障害福祉サービス事業所の長 様

いわき市長 清水 敏男

(公印省略)

障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

日ごろ、本市の保健福祉行政に御理解及び御協力賜り、感謝申し上げます。

この度、標記の件にて国県より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴事業所におきましても国通知にある (別添)「社会福祉施設等における点検項目」を参考に、適切な対応についてお取り計らいよろしく申し上げます。

(事務担当) いわき市障がい福祉課支援係 安藤 電話 0246-22-7485

「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」 中間とりまとめについて

1 検討の経過

8月10日(水)	第1回会合
9月8日(木)	第4回会合
9月14日(水)	中間とりまとめ公表

2 構成員

岩崎 俊雄	社会福祉法人全国社会福祉協議会	全国社会福祉法人経営者協議会副会長
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授	
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会統括	
中原 由美	全国保健所長会	福岡県糸島保健福祉事務所長
平田 豊明	千葉県精神科医療センター病院長	
松田 ひろし	特定医療法人立川メディカルセンター	柏崎厚生病院院長
松本 俊彦	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所薬物依存研究部部长
村上 優	独立行政法人国立病院機構神原病院院長	
◎山本 輝之	名城大学法学部教授	

※この他、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、神奈川県、相模原市が関係省庁等として参画 (◎：座長)

3 中間とりまとめの位置付け

現段階で把握された事実関係に基づき検証結果を示すものであり、今後、更に検証を進め、その結果を踏まえ再発防止策を取りまとめ

4 検証方法の概要

以下の方法で情報収集を行い、チームで事実関係の検証を実施。

- ・ 厚生労働省において、措置入院を行った北里大学東病院（以下「東病院」）、相模原市、施設等からヒアリング
- ・ 東病院に対しては、精神保健指定医2名を派遣して措置入院等の診断にあたった指定医へのヒアリング等の調査を行うとともに、11名の指定医による評価を個別に実施。相模原市にも措置入院等の手続について調査を実施。
- ・ 可能な範囲で関係者からのヒアリングを実施し、事件前の容疑者の状況に於いてできる限り把握

中間とりまとめにおける検証結果の概要

	検証で明らかになった点	今後の検討課題
措置入院中の診療	<ul style="list-style-type: none"> ● 東病院は、「大麻使用による脱抑制」と診断したが、薬物使用に関連する精神障害について専門性のある医師はおらず、診断や診療に当たって、そうした外部の医師の意見を聴いていない。 ● 他の精神障害等の可能性を考えて、生活歴の把握や心理検査を行えば、異なる診断や治療方針等が検討しえた可能性。 ● 入院中から、薬物の再使用を防止するための対応(治療プログラム、家族支援等)を検討することも十分でなかった。 ● 容疑者の退院後の居住先についても院内で意識共有がなされず、家族の認識とも齟齬。(主治医は八王子市の両親と同居と認識。実際は相模原市で単身生活) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 綿密な診断と治療内容の検討、社会復帰に向けた治療プログラムの提供といった、質の高い医療を提供。 ● 医療保護入院における「退院促進措置」(*)を参考とした自立促進を図るための制度的対応。 ● ※ 精神保健福祉士等の退院後生活環境相談員の選任、多職種による退院支援委員会の開催 ● 医師の養成段階から生涯にわたる医学教育の充実を通じて、地域復帰後の医療等の継続支援を企画可能な医師や、臨床現場において薬物使用に関連する精神障害について専門的な知識を持った医師を育成し、質の高い医療を提供。
措置解除時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 東病院は、容疑者の薬物再使用防止に向けた退院後の支援を検討することなく「訪問指導等に関する意見」等が空欄のまま「症状消退届」(*)を相模原市に提出。 ● 相模原市は、東病院に消退届の内容の確認を行わず、退院後の医療等の支援を検討せずに措置を解除。 <p>→ 病院・相模原市の対応は現行制度下においても不十分。</p> <p>※ 精神保健指定医による診察の結果、「入院を継続しなくても精神障害のために自傷他害のおそれがないと認められるに至ったこと」を病院管理者が都道府県知事・政令市長に届け出るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院が、退院後に必要な医療等の支援を検討し、症状消退届で都道府県知事等に確実に伝達。 ● 都道府県知事等は、症状消退届の内容を踏まえて医療等の支援の内容や関係機関の役割を確認。 ● 患者が自治体を越えて移動しても、退院後支援の「調整の要」としての機能を、責任主体となる自治体間で確実に引き継ぎ。 ● 都道府県知事等が、措置解除の際、精神科の医師の意見を聴く体制を確保する等の対応。

【措置入院の診察を行った精神保健指定医について】

- 現在、厚生労働省において、精神保健指定医の指定に係る申請の際に不正な申請がなかったか調査中。
- 措置入院の診察を行った指定医のうち1人が調査対象であったが、既に指定医の辞退届を提出(指定医の資格は喪失)。内容不十分な申請で資格を取得した指定医が措置入院の診察に関わり、制度に対する信頼を損ねたことは重大な問題。
- ただし、この指定医の措置入院に係る医学的判断については、本チームで評価した結果、標準的な判断であった。

中間とりまとめにおける検証結果の概要

	検証で明らかになった点	今後の検討課題
措置解除後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 東病院は、外来診療で薬物の再使用を防止するための指導を行わず、通院中断に至り、その後、容疑者への状況確認等を行っていない。 ● 保健所設置市には退院後の相談指導等を行う法的義務があるが、相模原市は、容疑者が市外に帰住すると認識して医療等の支援を実施せず、また、個人情報保護を理由として、八王子市に情報提供しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所を設置する自治体が、措置権者である都道府県等から退院後の医療等の支援プロセスを確実に引き継ぎ、継続支援を実施。地域の精神科の医療機関など地域資源も活用。 ● 患者が通院中断に至ることなく、通院医療等を適切に受けられるようにするための仕組み。 ● 患者が全国各地に移動しても継続的支援を受けられるよう、本人の理解を前提に自治体間での情報提供。
社会福祉施設等における防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設は、警察からの容疑者の手紙の内容についての説明と、それに基づく防犯指導を踏まえ、早急に警備体制の強化を開始するなどしていたが、容疑者の手紙の内容の詳細までは把握しておらず、また、施設内では緊急時との意識が十分に共有されなかったことから、防犯カメラを常時監視するに至らず。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設等における防犯について、日常の対応や、犯行予告がなされた場合のような緊急時の対応に関し、具体的な点検項目を新たに提示。 ● 点検項目を受けて、社会福祉施設等においては、防犯の観点から現状を点検、対応すべき点を把握。 ● 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等という基本的方向性は維持。

- ◆ 精神障害者の地域移行の流れは、人権擁護・地域共生社会推進の観点から決して揺るがしてはならない。
- ◆ 今回の相模原市・東病院の対応は、現行制度下の対応としても不十分な点が認められ、他の地方自治体・病院でも同様の対応が行われる可能性。
- ◆ 入院中から措置解除後まで、患者が医療・保健・福祉・生活面での支援を継続的に受け、地域で孤立することなく安心して生活を送れるようにすることが、ひいては今回のような事件の再発防止につながる。
- 患者の継続的支援の確実な実施には、現行の運用改善のみならず、制度的対応が必要不可欠。
- ◆ 今後、更に事実関係を精査しつつ、秋頃を目途に再発防止策をとりまとめる。

相模原市の障害者支援施設における事件の主な経緯

平成24年12月 障害者施設（神奈川県立津久井やまゆり園）に入職

平成28年2月

- ・14～15日 衆議院議長公邸において、障害者に危害を加える旨の手紙を渡す
- ・19日 障害者施設を退職
- 津久井警察署が保護、津久井警察署から相模原市への通報（精神保健福祉法第23条）
- 緊急措置入院（北里大学東病院）

・法第29条の2により、相模原市が緊急措置。精神保健指定医1名による診察結果に基づくもの（診断：躁病）
・緊急措置入院後に尿検査の結果、大麻成分が陽性

・22日 措置入院（北里大学東病院）

・法第29条により、相模原市が措置。精神保健指定医2名による診察結果に基づくもの
・第1指定医の診断は大麻精神病・非社会性パーソナリティ障害、第2指定医の診断は妄想性障害・薬物性精神病性障害

平成28年3月

・2日 入院措置の解除

・北里大学東病院の病院長が精神保健指定医1名の診察結果に基づき「措置入院者の症状消退届」を相模原市に提出
・精神保健指定医の診断は、大麻使用による精神および行動の障害
・法第29条の4により、相模原市が入院措置を解除

・24日 北里大学東病院を外来受診（診断書受領（病名①抑うつ症状、②躁うつ病の疑い））

ハローワーク相模原に来所（雇用保険の受給資格決定のため）
相模原市の福祉事務所に来所（生活保護の相談・申請のため）

・31日 北里大学東病院を外来受診（就労可否等証明書受領）

平成28年4月1日～7月14日

八王子市の自宅で、両親と月に3回程度食事

ハローワーク相模原に数回来所（失業認定のため）

相模原市の福祉事務所に数回来所（生活保護費の受給等のため）

平成28年7月26日 事件発生